

狛江市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

市は、市民の生命、健康、生活を守ることを目的として、平成29年1月に「狛江市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定した。その後、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の世界的な流行を受け、市民生活を守るため、様々な取組を実施してきた。

新たな感染症の発生を事前に予測することは困難であり、新型コロナへの対応で得られた経験を踏まえ、より万全な体制を平時から整えておくことが重要である。こうした中、国は令和6年7月に政府行動計画を改定し、東京都においても令和7年5月に都行動計画が改定された。これら国及び都の方針を踏まえ、感染症危機に備えて平時から準備を進めるとともに、有事の際には迅速かつ着実に必要な対策を実施できるよう、市行動計画を改定するものである。

1 改正の主なポイント

① 発生段階の考え方（全体を3期に分けて記載）

改定前		改定後	
国	都・市	国・都・市	
未発生期		準備期 発生を覚知する以前まで	
海外発生期		初動期 発生を覚知後から政府対策本部が設置されて、基本的対処方針が定められ、実行されるまで	
国内発生早期	国内発生早期	対応期 ● 封じ込めを念頭に対応する時期 ● 病原体の性状等に応じて対応する時期 ● ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ● 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	
	都内発生早期		
国内感染期	都内感染期		
小康期			

② 対策項目の拡充

改定前		改定後	
第1章	基本的な方針	総論	計画の基本的考え方
第2章	役割分担及び実施体制		対策の目的等
第3章 対策の基本項目	1 情報提供・共有	各論	1 実施体制
	2 感染拡大防止		2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
	3 予防接種		3 まん延防止
			4 ワクチン
	5 保健		
4 市民生活及び経済活動の安定の確保	6 物資		
	7 市民生活及び経済活動の安定の確保		

2 今後のスケジュール(案)

3月3日、17日	庁議にて計画(案)の内容について審議
3月17日～3月末	東京都へ意見照会
4月上旬	庁議にて東京都からの意見内容について報告
	計画(案)の確定及びパブリックコメント・市民説明会の実施について審議
	社会常任委員会に報告
5月～6月	パブリックコメント、市民説明会の実施
7月	庁議にてパブリックコメント・市民説明会の結果報告、回答内容に関する審議
	社会常任委員会及び都知事に報告